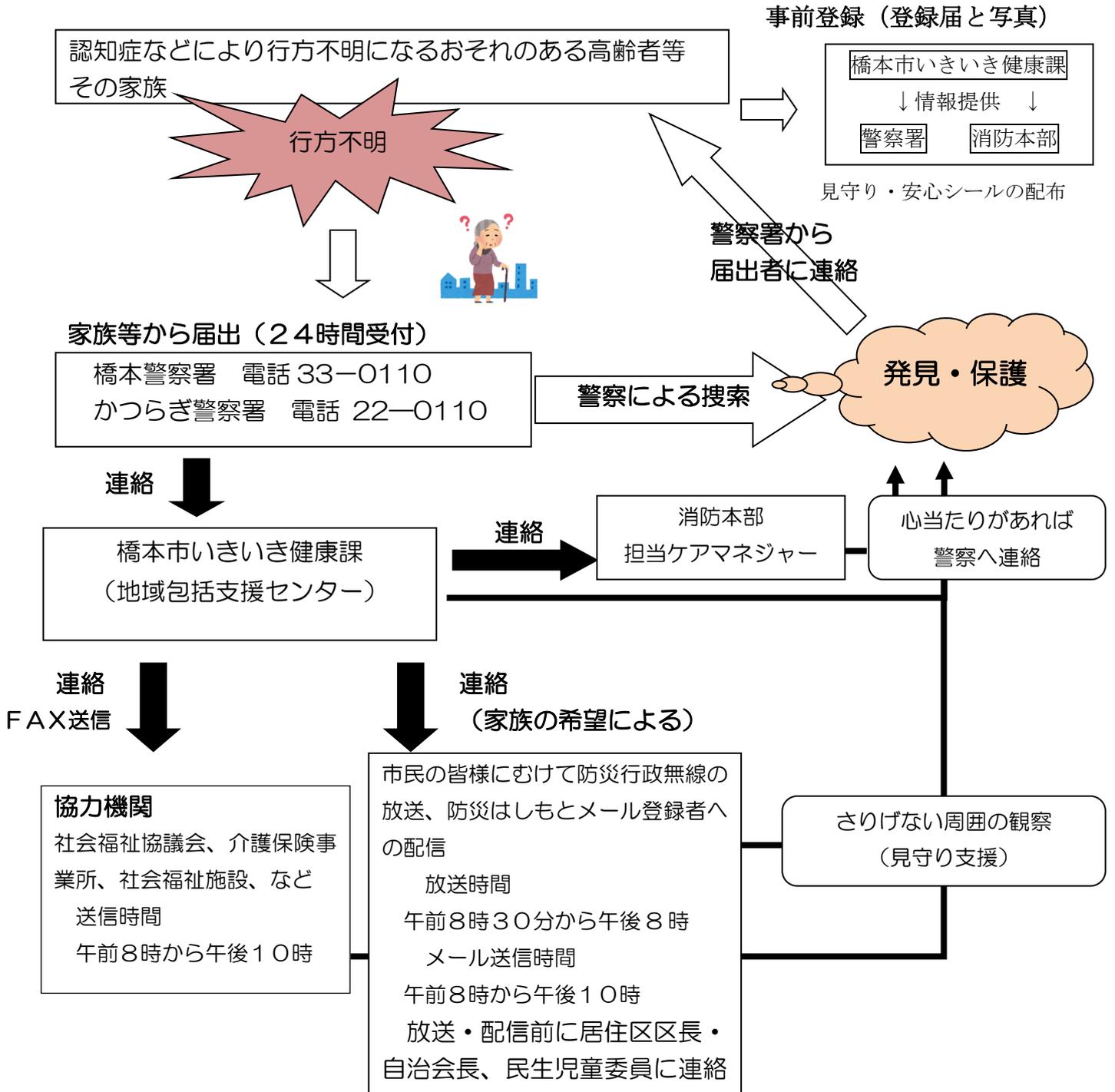


登録のご案内

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワーク事業について

このネットワーク事業では、市内に居住する、認知症などにより行方不明になるおそれのある高齢者等の方を家族等が登録し、その情報を警察署・消防本部と共有します。行方不明や家に戻れなくなった場合には、ご家族から警察署に届け出ることによって協力機関へのFAX送信や防災はしもとメール、防災行政無線などで広く情報発信し、見守りの協力を得る体制となっています。

橋本市高齢者等見守り・安心ネットワークの流れは・・・



※ 連絡は行方不明時と発見時に行います。

内容について

1. 登録すると橋本警察署・かつらぎ警察署・橋本市消防本部に登録内容と写真を情報提供します。
また、ご本人の衣服や靴、カバンに貼れる見守り・安心シールをお渡しします。
※貼付け方法は別紙をご覧ください。

2. 届け出事項に変更が生じた場合（寝たきり・転居・特徴の変化・死亡など）はいきいき健康課にご連絡ください。

3. ①行方が分からなくなったときは、管轄する警察署へ届け出て下さい。

橋本警察署（旧橋本市管轄）	電話 33-0110
かつらぎ警察署（旧高野口町管轄）	電話 22-0110

- ②その後、警察署から橋本市いきいき健康課（地域包括支援センター）へ連絡が入ります。

午前8時から午後9時に連絡が入るようになっていきます。

午後9時以降は翌日8時以降に連絡が入ります。

いきいき健康課（地域包括支援センター）から届出者に連絡し、連絡票（依頼票）の記入と情報発信（防災はしもとメール、防災無線放送）希望の有無の確認を行います。

- ③いきいき健康課から橋本市消防本部と担当ケアマネジャーに連絡します。

※消防本部への連絡は、救急搬送された場合、早期に身元が判明し連絡を取れるようにするためのものであり、検索を直接依頼するものではありません。

- ④登録届と連絡票（依頼票）を元に、日常業務に支障のない範囲でさりげなく周囲の観察（見守り支援）を行う協力機関へ本人の情報をFAX送信します。

送信時間：午前8時から午後10時まで

当日午後10時までに送信できなかった場合は翌日午前8時以降に送信します。

送信内容：氏名・住所・年齢、行方不明になった日時、本人の特徴等です。

- ⑤ご希望の場合は防災行政無線での放送や防災はしもとメールでの呼びかけを行います。

放送・メール送信内容：氏名・住所・年齢、行方不明になった日時、本人の特徴等です。

放送・メール送信時には、居住地区の区長・自治会長、民生児童委員に連絡をします。

《防災行政無線について》

放送時間 午前8時30分から午後8時まで

当日午後8時までに放送できなかった場合は翌日午前8時30分以降に放送します。

放送と同時期に、防災はしもとメール登録者にメールを発信します。

《防災はしもとメールについて》

送信時間 午前8時から午後10時まで

当日午後10時までに送信できなかった場合は翌日午前8時以降に送信します。

- ⑥発見された場合は、警察署から届出者に連絡があります。

FAX送信・メール・放送等、呼びかけた方法で発見された旨を連絡します。

問い合わせ先：橋本市健康福祉部いきいき健康課（地域包括支援センター）

電話 0736-32-1957（直通） 0736-33-1111（市役所代表）